1.1.2　受益者の口座に受入登記される時

1.1.3　差出人に対し現金又は差出人の口座への受入登記により払い戻される時

1.2　振出側の指定された事業体は、代金引換為替については、代金引換為替が正規に払い渡され、又は受益者の口座に受入登記される時まで、窓口において払い込まれた金額又は差出人の口座に払出登記した金額について受益者に対して責任を負う。

第二十一条　指定された事業体相互の義務及び責任

2.1　指定された事業体は、自らが行った誤りについて責任を負う。

2.1.1　責任に関する条件及びその責任の範囲については、この約定の施行規則に定める。

第二十二条　指定された事業体に対する免責

1.1　指定された事業体は、次の場合には、責任を負わない。

1.1.1　業務の実施における遅延があった場合

1.2　郵便送金業務に関する情報の不可抗力による損傷のため郵便送金指図の実施について説明することができない場合。ただし、指定された事業体の責任に関して別段の証拠があるときは、この限りでない。

1.3　損害が、特に、郵便送金指図の裏付けとなる正確な情報（送金される資金が合法的な出所からのものであること及び郵便送金指図が合法的な目的で行われるものであることを含む。）を提供する差出人の責任に関する当該差出人の過失又は怠慢から生じたものである場合

1.4　送金された資金が差し押さえられた場合

1.5　捕虜又は抑留された文民の資金の場合

1.6　利用者がこの約定に定める期間内に調査請求を行わなかった場合

1.7　振出国における郵便送金業務の時効期間が満了した場合

第二十三条　責任に関する留保

1　二国間の合意がある場合を除くほか、責任に関する第二十条から前条までの規定については、いかなる留保も付することができない。

第三章　財務関係

第二十四条　会計規則及び財務規則

1　会計規則

1.1　指定された事業体は、この約定の施行規則に定める会計規則を遵守する。

2　月次計算書及び総計算書の作成

2.1　払渡側の指定された事業体は、振出側の指定された事業体ごとに、郵便送金業務の払渡金額についての月次計算書を作成する。この月次計算書は、内払金を含む総計算書であって残高を明らかにするものに同一の間隔で組み込む。

3　内払金

3.1　指定された事業体の間の交換において不均衡が生じた場合には、振出側の指定された事業体は、少なくとも月一回、期間の始めに、払渡側の指定された事業体に対して内払金を支払う。決済の頻度が週一回を超える場合には、事業体は、内払金の免除について取り決めることができる。

4　集中口座

4.1　原則として、指定された事業体は、利用者の資金のために一の集中口座を有する。これらの資金は、受取人に払い渡された郵便送金指図を決済し、又は実施されなかった郵便送金指図を差出人に払い戻すためにのみ使用する。

4.2　指定された事業体が支払う内払金は、払渡側の指定された事業体の集中口座に受入登記される。これらの内払金については、受取人への払渡しのためにのみ使用する。

5　保証預託金

5.1　この約定の施行規則に定める条件に基づき、保証預託金の支払を要求することができる。

第二十五条　決済及び清算

1　集中決済

1.1　指定された事業体の間の決済は、この約定の施行規則に定める手続に従って集中清算機関を通じて行うことができるものとし、指定された事業体の集中口座から行う。

2　二者間の決済

2.1　総計算書の残高に基づく請求

2.1.1　一般的に、集中清算制度に参加していない指定された事業体は、総計算書の残高に基づいて自己の口座の決済を行う。

2.2　決済用口座

2.2.1　指定された事業体は、郵便振替制度を有する場合には、相互に決済用口座を開設し、当該口座を通じて、郵便送金業務に係る相互間の債務及び債権を決済することができる。

2.2.2　払渡側の指定された事業体が郵便振替制度を有しない場合には、他の金融機関に決済用口座を開設することができる。

2.3　決済のための通貨

2.3.1　決済については、名宛国の通貨又は指定された事業体の間で取り決める第三通貨で行う。

第三部　経過規定及び最終規定

第二十六条　大会議の際の留保

1　連合の趣旨及び目的と両立しない全ての留保は、認められない。

2　原則として、自国の見解が他の加盟国によって受け入れられない加盟国は、できる限り、多数の意見に従うよう努める。留保については、絶対に必要な場合にのみ付するものとし、正当な理由を有するものとする。

3　この約定に対する留保は、大会議内部規則の関係規定に従い、国際事務局の業務用言語のいずれか一の言語による書面により議案として大会議に提出する。

4　大会議に提出された留保は、有効なものとなるためには、当該留保が関係する規定の改正に必要な多数により承認されなければならない。

5　留保は、原則として、留保を付した加盟国と他の加盟国との間において、相互主義に基づいて適用する。

6　この約定に対する留保については、大会議の承認した議案に基づきこの約定の最終議定書に規定する。